

## 埼玉の「花」を生かした観光誘客プロモーション業務委託 仕様書(公募用)

- この仕様書は企画提案書作成用である。
- 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

### 1 委託業務名

埼玉の「花」を生かした観光誘客プロモーション業務委託

### 2 委託期間

契約日から令和9年3月19日(金)まで

### 3 目的

本県は首都圏の中心に位置し、交通アクセスに優れるとともに、豊かな自然に恵まれ、四季折々の花を楽しむことができる。また、令和8年度末から令和9年度にかけ、2027年国際園芸博覧会が横浜で開催されることに伴い、国内外から花に注目されることが期待される。

そこで、情報感度が高く、行動力のある20代から30代の女性をメインターゲットとし、本県の花の観光スポットを撮影した写真を投稿するフォトキャンペーンを実施することで、本県の花を中心とした観光周遊促進を図るものとする。

### 4 委託業務の内容

#### (1) 県内の花の観光スポットを撮影した写真を投稿するフォトキャンペーンの実施

##### ア 投稿企画の実施

Instagramを活用し、県内の花の観光スポットを撮影した写真を投稿する企画を実施する。

##### イ 実施回数・期間等

投稿企画は2回実施することとし、その期間等は下表のとおりとする。

企画	投稿期間	対象となる写真の撮影期間
1回目	令和8年6月24日 ～令和8年9月30日	令和8年2月1日 ～令和8年9月30日
2回目	令和8年10月1日 ～令和9年1月31日	令和8年10月1日 ～令和9年1月31日

##### ロ 投稿対象とする「花」

県内の花の観光スポットで撮影した「花」(造花は含まない。)とする。なお、

「花」には、もみじや銀杏などの「紅葉」、又は「コリウス」などカラーリーフも含める。

(ウ) 投稿の促進

対象となる写真の撮影期間は(ア)のとおりとするが、投稿した写真を見た人の来訪意欲をより高めるため、リアルタイムでの撮影及び投稿を促す工夫を行い、提案すること。

(エ) KPI

KPIについては、企画提案審査時に提案を行うとともに、受託後、目標達成のための方策を適切に講じること。

(オ) 留意点

- ・ Instagramを利用しての投稿に際し、本キャンペーンの投稿だと分かるように共有のハッシュタグを設定すること。なお、閲覧数及び投稿数を増加させるために効果的なハッシュタグとすること。
- ・ 投稿者に、撮影した場所、月日及び花の種類が分かるように投稿してもらうこと。
- ・ 投稿された写真は、(2)で制作する特設サイト、埼玉県公式サイト「ちょこたび埼玉」及び県が行う観光PRに使用する旨、投稿者から許諾を受けること。
- ・ 投稿企画の応募条件については、受託者が提案し、県の承認を受けること。

イ 優秀作品の選定及びプレゼント企画の実施

投稿された写真の中から優秀作品を選定し、プレゼント企画を行うことで、キャンペーンへの参加意欲を高める。

(ア) 選考時期・発表時期

優秀作品の選定は、下表のとおり2回実施すること。

企画	選考・発表時期
1回目	令和8年10月頃
2回目	令和9年2月頃

(イ) 選定方法等

具体的な選定方法及び選定作品数等は、受託者が提案し、県の承認を受けること。

(ウ) 優秀作品選定者（以下、「選定者」とする）の確保

- ・ 投稿された写真の中から優秀作品を選定及び講評できる者（写真や花に造詣が深い人、本県にゆかりがある人など）を2人以上確保すること。なお、確保にあたっては、県の承認を受けること。また、その費用は委託費に含める。
- ・ 選定者の確保にあたっては、その選定理由を企画提案時に示すこと。
- ・ 確保した選定者に、本キャンペーンの告知や花のスポット紹介などをSNS等で発信してもらうよう協力を仰ぐこと。なお、その費用は委託費に含める。

(エ) 選定された優秀作品の投稿者に対するプレゼント企画の実施

- ・ 各回で選定された優秀作品の投稿者に対し、魅力的な賞品を提供すること。

- ・ 賞品の種類及び数量は、受託者が提案し、県と協議の上決定すること。
- ・ 賞品の調達及び発送に係る費用は委託費に含める。
- ・ 賞品は、不当景品類及び不当表示防止法に抵触しないこと。

## (2) 特設サイトの制作・運用

キャンペーンの実施にあたって特設サイトを制作し、適切に運用すること。また、投稿を促す工夫を行うこと。

### ア 特設サイトの制作

- ・ 特設サイトの制作に係るドメインの取得にあたっては県と協議し、埼玉県のサブドメイン（[pref.saitama.lg.jp](http://pref.saitama.lg.jp)）を使用すること。
- ・ 特設サイトを運用するためのサーバーは受託者で用意すること。なお、その費用は委託費に含む。

### イ 特設サイトの内容

#### (ア) キャンペーンの実施概要

- ・ キャンペーンの実施概要を明瞭に記載すること。
- ・ 投稿企画を2回実施するにあたり、1(1)アに記載する「投稿期間」及び「対象となる写真の撮影期間」が明確に分かるように記載するなど、円滑な投稿を促すこと。

#### (イ) 投稿企画で投稿された花の写真

- ・ 投稿企画で投稿された写真は、撮影場所及び花の名前を記載するとともに、特設サイトを見た人が、現地を訪れたいくなるよう、見やすく掲載すること。
- ・ 特設サイトへの掲載にあたって、本キャンペーンの趣旨と合致しないものは掲載しないなど、必ず掲載前に写真の確認を行うこと。なお、疑義が生じるものについては、適宜県に相談すること。
- ・ 特設サイトへの掲載に係る更新頻度は、1週間に1回以上とすること。なお、更新のタイミングは、写真を見た人の来訪意欲を高めるよう受託者が提案し、県と協議し決定すること。

#### (ウ) 花のみどころ情報

- ・ 写真の投稿を促すよう、「いま、どこにいけば、どのような花が見ごろか」が分かる情報を効果的に発信すること。
- ・ 県内の花の観光スポットの公式サイトリンクを掲載するなど、旬の花情報などを集約する工夫をすること。なお、リンク先は受託者で提案し、県と協議の上、決定すること。また、リンク先との調整は受託者が行うこと。

#### (エ) 花のみどころスポット及びその周辺観光スポットとの周遊を促すモデルコース

- ・ 花のみどころスポット及びその周辺観光スポットやグルメ、土産等を紹介するモデルコースを複数作成すること。なお、具体的な内容やコース数は、効果的な発信となるよう企画提案審査時に提案すること。
- ・ モデルコースの作成に係る取材・撮影は、県の承認を受けた後に行うものとする

ること。

- ・ 選定した取材先との調整、掲載許諾依頼等は受託者が行うこと。
- ・ 紹介するスポットの名称や説明、店舗の紹介等について、関係者に確認を行い疑義が生じないようにすること。
- ・ 使用する写真等は、(1)の投稿企画で投稿された写真とするとともに、本業務において新規撮影したものとするが、協議の上、委託者及び受託者が所有する写真又は他者から提供を受けた写真等を使用することを認める。ただし、他者から提供を受ける際に生じる権利上の手続き等は受託者において行うこと。

#### ウ 運用期間

- ・ 令和8年6月24日（水）～令和9年3月12日（金）

※ ただし、運用開始時は、暫定版とすることを可とする。なお、本キャンペーンの概要や、県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」へのリンクの掲載は必須とする。

また、令和8年7月24日（金）までには、完成版として運用すること。

#### エ バナー用サムネイルの制作

県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」内の特設ページ「これが埼玉県の花畑」(<https://chocotabi-saitama.jp/special/saitamaflower/#gallery9>)に、本業務で制作する特設サイトのリンクを掲載するためのバナー用サムネイルを制作すること。なお、サムネイルのデザイン及びサイズは、受託後に県と協議の上、決定すること。

#### オ 掲載データの納品

特設サイトに掲載した画像データ等一式を、業務完了時までには県に納品すること。

※特設サイト運用終了後、情報を整理し、「これが埼玉の花畑」に写真やモデルルートに掲載を予定している。（本業務外）

#### カ その他

特設サイトの運用にあたっては、適宜県の指示に従い、適切に運用すること。

### (3) WEB・SNS広告

#### ア ターゲティング広告の実施

- ・ (2)で作成したキャンペーンサイトへの流入を図るとともに、写真の投稿数を増やすため、効果的なターゲティング広告を行うこと。なお、広告を行うにあたって必要なアカウントは、受託者が用意すること。
- ・ ターゲティング広告のターゲット、タイミング及び時期等については、企画提案審査時に提案を行うこと。また、受託後、県の承認を得て実施すること。

#### イ KPI

- ・ KPIについては、企画提案審査時に提案を行うとともに、受託後、目標達成のための方策を適切に講じること。

### (4) イベントの実施

- ・ (1)のアの投稿企画での投稿数を増やすとともに、現地誘客を図るため、プロカメラマン又は写真系インフルエンサー等を活用したイベントを実施すること。（イベント

例：花スポットでの10～15人程度を対象とした写真講座、など)

- ・ 具体的なイベント内容（回数を含む）は、企画提案審査時に提案するとともに、受託後、県と協議して決定すること。

#### (5) 業務報告

受託者は事業の結果を取りまとめた業務完了報告書を作成し、検査を受けること。業務完了報告書の内容については、以下の内容も含めること。

ア 情報発信結果（画像データ、テキストデータ、SNS発信内容）

イ 定量的な効果等がわかるデータ（エンゲージメント数、インプレッション数等）

ウ その他業務実施にあたって制作した成果物

完成した成果物は、直ちに納品すること。また、業務完了報告書とともに検査を受けること。

提出先は、埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県 産業労働部 観光課 DMO支援・観光振興担当とする。

#### (6) その他

ア 本業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者および作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。

イ 受託期間中は、専任の担当者（県との連絡調整担当者）を配置し、常時連絡を取れる体制にすること。

ウ 事業実施スケジュールを作成し、県に提出すること。

エ 受託者は、作成したスケジュールに基づき、進捗状況を適宜県に報告すること。

また、必要に応じて委託者と受託者の打ち合わせの場を設けること。

### 5 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意し、疑義が生じない内容とすること。
- (2) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (3) 本業務の成果物等に関する著作権は、原則として全て県に帰属するものとする。ただし、受託者があらかじめ所有していた写真・イラスト等を使用した場合、当該写真・イラスト等についてはこの限りではない。受託者が所有する写真・イラスト等を、埼玉県が成果物以外に使用する際には、受託者と協議・許諾等を要するものとする。

### 6 業務実施に関する留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
  - ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。

- イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (2) 受託者等は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
  - (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
  - (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の適用を受けるものとする。
  - (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
  - (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
  - (7) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。
  - (8) 提出された書類等は、埼玉県情報公開条例に基づき情報公開の対象になる場合がある。

連絡・問合せ先

埼玉県産業観光部観光課DMO支援・観光振興担当  
電話：048-830-3955